施策マネジメントシート
（令和７年度目標達成度評価）

シート１　施策12：人権が尊重される社会づくり

施策体系

基本方針	3	教育の健幸	施策名	12	人権が尊重される社会づくり

施策統括部	教育部	関係課	総務課
施策主管課	人権啓発教育課		

１　施策の評価指標

	成果指標	単位
A	「合志市人権フェスティバル」に初めて参加した人の人数	人
B	審議会など、委員への女性登用率	%
C		
D		

２　指標等の推移

成果指標		R4年度実績値	数値区分	６年度	７年度	８年度	９年度	評価	背景として考えられること
A	人	―	目標値	400	415	430	450	△	人権フェスティバルの参加者数は849人で、前年度の1,001人を下回りました。これに伴い、「初めて参加した」と回答した人も335人にとどまり、目標値には届きませんでした。要因としては、参加者総数の減少に加え、アンケート回収率が前年度を下回り、初参加者の数を正確に把握しきれなかったことが挙げられます。一方で、アンケート回答者に占める初参加者の割合は51.1％と半数を超えました。このことから、新規参加者への人権啓発については一定の成果があったものと評価しています。
			実績値	374	335				
B	%	32.8	目標値	34.0	36.0	38.0	40.0	×	・委員選出元の団体に女性選出の依頼を行っていますが、団体の女性割合などの状況もあり、選出に影響していると考えられます。 ・充て職先に男性が多いことも要因と考えられます。
			実績値	31.1	30.2				
C			目標値						
			実績値						
D			目標値						
			実績値						

※【評価】　○；目標達成　△；目標をほぼ達成（－5%）　×；目標を未達成

事務事業数・コスト				６年度	７年度	８年度	９年度
事務事業数			本数	6	6		
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0		
		都道府県支出金	千円	64,513	49,032		
		地方債	千円	0	0		
		繰入金	千円	0	0		
		その他	千円	219	206		
		一般財源	千円	58,492	45,999		
	事業費計		千円	123,224	95,237		

３　施策の現状・住民意見等

①施策の現状（第Ｉ期基本計画策定当初）と今後の状況変化

●「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」が制定され、地方自治体が人権問題解消のための施策に取り組む責務が謳われました。
●「第４次合志市男女共同参画推進行動計画　パートナーシッププラン・こうし 」を策定しました。
●「人権意識に関する市民アンケート調査」を基に「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす審議会」において検討をし、「市人権教育・啓発基本計画」の第３次改訂を行いました。
●各イベントにおいて、新たな参加数を把握し、今後の啓発活動施策に反映できるように見直しました。
●菊池恵楓園将来構想検討委員会で将来構想の具体的な取り組みの検討を進めています。
●社会情勢の多様化により、ＬＧＢＴＱ＋等の新たな人権問題も発生しています。
●国際化が進む中で、外国籍の市民が増加しており、外国人への人権侵害が懸念されます。
●インターネットの普及に伴い、ネット上での誹謗中傷等の人権侵害が社会問題化しています。

②この施策に対して住民（対象者、納税者、関係者）、議会からどんな意見や要望が寄せられているか？

（令和７年度（令和5年度振り返り）の施策評価における議会意見）
●自分も相手も大切にされるという実感を、地域のあらゆる場面で作っていくこと。
●ＳＮＳによる人権侵害や外国人差別やヘイトスピーチ根絶のため周知・啓発を強化すること。
●気軽に相談できる窓口の充実・周知に努めること。

（令和７年度（令和5年度振り返り）の施策評価における総合政策審議会意見）
●様々な世代に向け人権教育・啓発活動を実施し、市民の人権意識を高めていくこと。
●ＳＮＳに関連した人権教育を推進すること。

４　施策の評価

①施策の振り返り（経営方針の達成度等）

令和７年度経営方針からの振り返りは以下のとおりです。
①【市民の声を反映した大会や研修会などの事業を実施します。その際、全ての年代を対象とし、多くの人が参加でき、学習できるような企画（配信を含む）を行います。】については、人権フェスティバルや人権教育研究大会、人権フォーラム、人権講演会等を開催し、幅広い年代の市民が人権について学ぶ機会を設けました。また、参加者アンケートを実施し、市民の意見や参加状況を把握し、今後の事業の参考とすることとしました。広報紙や市ホームページ、SNS等を活用した周知も行いました。

②【「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「障害者差別解消法」、「ハンセン病問題基本法」などを基盤に、国や他の自治体、各種団体や学校と連携し、市民の人権意識向上を図るため人権教育と啓発活動を推進します。】については、関係法令の趣旨を踏まえ、県や郡市、各種団体、学校等と連携し、各種学習会や研修会を実施しました。また、出前講座に加え放課後学習等を実施するとともに、啓発冊子と新たにセンターだよりを全戸配布しました。広報紙、市ホームページへの啓発記事の掲載を行い、人権教育・啓発を進めました。

③【インターネットの普及に伴うSNSなどでの誹謗中傷や人権侵害に対しての啓発活動、監視を行ない、相談窓口を設置するなど、被害拡大防止のため、関係機関と連携し迅速な対応に努めます。】については、インターネット上の差別的な書き込み等のモニタリングを毎月1回実施し、県とも連携して、モニタリング情報交換を実施しました。また、市ホームページ等による啓発や相談窓口の周知を行い、内容に応じて人権擁護委員や関係機関につなぐなど、適切な対応に努めました。

④【男女共同参画推進のため、「第4次男女共同参画推進行動計画」（計画年次 令和4年～令和8年）に基づき、事業を推進します。】については、LGBTQや事実婚の方々への支援として「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の周知強化を図り、福岡県福津市との自治体間連携協定の締結など広報活動に注力しました（令和8年3月末時点で4組宣誓）。また、市民への啓発活動として、教育委員会等との共催による「気づきうなずきフェスティバル（講演会）」を開催したほか、啓発情報誌「いっぽ」の発行、地域リーダー育成のための研修派遣などを実施しました。さらに、次期推進行動計画の策定に向けた市民意識調査を実施し、結果については広報やホームページで周知しました。

②施策の課題

●人権問題（部落差別・ハンセン病・女性・こども・高齢者・障がい者・水俣病・外国人・LGBTQ＋・感染症等あらゆる差別や誹謗中傷等）を解消するために、「合志市人権教育・啓発基本計画（第３次改訂）」の計画に基づき、人権尊重の意識向上に取り組むことが必要です。
●学校をはじめとする関係機関との連携を深めることが必要です。
●男女共同参画社会づくりについて、変化する社会情勢にあわせた啓発及び支援方法の模索が必要です。
●人権啓発教育活動を充実し、新規転入者や一度も参加したことのない人を含め、幅広い層に関心や自ら参加したくなるような企画や周知方法について、アンケート調査結果等を踏まえての検討が必要です。
●２課に跨り年に数回開催される人権啓発イベントは、参加者の固定化が課題である。今後は庁内連携により事業を集約し、無関心層へ効果的にアプローチする必要があります。
●法律相談の需要が高く、希望者が予約できない状況が生じているため、相談機会の確保が必要です。

５　施策の令和７年度結果に対する審査結果

①政策推進本部での指摘事項（令和８年7月13日まとめ）

●複雑、多様化する人権課題やあらゆる差別の解消に向け、「合志市人権教育・啓発基本計画（第３次改訂版）」に基づき、関係各課や学校、関係団体等と連携して、各般の施策を横断的かつ効果的に推進し、啓発・相談体制を構築すること。
●部落差別・外国人・インターネット上の誹謗中傷や人権侵害など複雑化する課題に対し、市民意識調査やイベント参加者アンケートの結果、他自治体の先進事例の分析及びモニタリングを継続強化するとともに、ＳＮＳや動画等のデジタル媒体や広報紙を効果的に活用し、幅広い年齢層が関心を持てるような啓発コンテンツの充実を図ること。
●第4次男女共同参画推進行動計画の総括や市民の意見を反映し、次期男女共同参画推進行動計画を策定すること。各種委員会等で施策の意思決定過程への女性の参画拡大を推進するとともに、多様な性の尊重やジェンダー平等の実現の啓発を行うこと。

②総合政策審議会での指摘事項（令和8年8月31日のまとめ）

●性別や属性に関わらず、誰もが活動しやすい基盤を整えること。
●互いを知る機会を作り、人権意識を身近に感じてもらう機会を創出すること。
●SNS やAI の普及に伴う、新しい人権侵害やトラブルを防ぐための教育を実施すること。

③議会の行政評価における指摘事項（令和8年9月1日）

●社会の多様化や外国籍市民の増加、ジェンダーの問題、インターネットやSNS上での誹謗中傷など、人権課題は複雑化しており、社会情勢の変化に応じた取組みを充実させること。
●女性活躍、仕事と家庭の両立、男性の育児参加、働き方など、市と企業に共通する課題について、市・企業・関係機関が連携して取り組む仕組みを構築するとともに、共通して把握できる指標を設定するなど、市全体として取組みの成果を可視化し、継続的な改善につなげること。
●阿南市との交流を、差別解消や人権啓発などについて生かす機会とすること。
●人権啓発については、イベントや講座の参加者数だけでなく、幅広い世代やこれまで啓発の機会に接してこなかった市民にどのように届け、理解や行動の変化につなげていくかという視点から、事業の実施方法や成果指標を検証すること。

６　次年度に向けた取り組み方針

〇政策推進本部　令和９年度合志市経営方針（令和8年10月15日）

①人権啓発イベントについて、参加者の固定化が課題であることから、関係各課と連携して、イベント内容、開催方法の見直し、周知の強化や出前講座・市イベントでの啓発活動の充実により、無関心層を含む多様な層へ効果的にアプローチします。
②インターネットやSNS、AIなどの普及に伴う新たな人権課題について、関係機関と連携しながら啓発に取り組みます。
③ライフスタイルや社会環境の変化に伴い複雑・多様化する法的課題に対応するため、相談機会の確保と関係機関との連携を進め、市民の不安解消と問題の早期解決を支援します。
④女性活躍、仕事と家庭の両立、男性の育児参加、働き方など、次期合志市男女共同参画推進行動計画に市と企業に共通する成果指標を定め、人権意識の向上や性別に関係なく誰もが働きやすい基盤整備に繋げていきます。